

目次

倫理規定、及び行動規範	2
定義	2
倫理の定義	2
アロマセラピーの定義	2
モラルに対して誠実であること	2
行動規範の定義	2
総則	3
技術、及びトレーニングの適切なレベル	5
守秘義務	7
クライアントを対象とした仕事	8
アロマセラピー実践への適性	8
保険、及び免許	8
施設	9
衛生管理	9
トリートメントセッション	9
プロフェッショナルとして越えてはいけない一線	10
安全措置	10
応急処置	10
精油の使用	11
苦情（クレーム）	11
他の専門家との連携	11
病院内でセラピー実践を行う場合のガイドライン	11
追加情報（英語版）	12
広告、宣伝	13
資格	13
広告	14
追加情報（英語版）	14
一般大衆を対象とした仕事	14
製品、小売	14
出版、教育	15
追加情報（英語版）	15
学校、教育、指導	15
地域グループ	16

倫理規定、及び行動規範

倫理規定、及び行動規範は、IFPA国際プロフェッショナルアロマセラピスト連盟が、全会員に対して、最低限守るべき基本的の基準を定めたものである。

定義

本文書で使用されるすべての単語は、特に断りのない限り、社会通念の意味を持つものとする。また、本書が他の言語に翻訳されている場合、翻訳版はあくまでも会員の便宜のためにのみ提供され、常に英語版が優先されるものとする。

I F P A事務局基本情報、及び連絡先

The International Federation of Professional Aromatherapists

82 Ashby Road

Hinckley Leicestershire

LE10 1SN

United Kingdom

Phone: 00 44 (0) 1455 637987

Fax: 00 44 (0) 1455 890956

Email: admin@ifparoma.org

Reg. Charity No: 1091325

Company No: 4388652

VAT Reg No: 794794065

会員（正会員、学生会員、準会員、一般会員、法人会員）

「会員」と呼ぶ場合は、IFPAに登録された個人、またはその他の法人が該当する。

学校経営者

「学校経営者」と呼ぶ場合は、IFPAアロマセラピー・ディプロマコース、または認定CPDコースを提供する認定校を所有する、個人またはその他の法人が該当する。

倫理の定義

IFPAは、倫理を道徳的原則や行動規則の体系と定義づけている。倫理は、個人や社会にとって何が良いことなのかを考える際に関わるものであり、道徳哲学とも表現される。

アロマセラピーの定義

アロマセラピーとは、個人の健康とウェルビーイングを促進・増進するために、エッセンシャルオイル（精油）を体系的に捉えて、一定の管理のもと使用することである。

モラルに対して誠実であること

「誠実さ」とは、正直であること、強い道徳的原則を持つこと、道徳的に曲解がないことの基本的な資質である。倫理学では、誠実さとは、自分の行動が正直で真実であること、あるいは正確であることだと見做されている。

行動規範の定義

行動規範とは、個人的な振る舞い、行動様式、態度、立ち居振る舞いのことである。

背景

アロマセラピーは、広範に普及した、安全で合法的な活動であり、この規範は、IFPA会員がこの業界やIFPAおよびその会員の評判と信頼を維持するように行動することを保証するのに役立つものである。

アロマセラピーは正しく使用することで、我々のクライアントに良い結果をもたらすことができるもので、我々は、この原則をもとに、未来を築きたいと願っている。

この業界で使用される資材や技術は、全体的には安全で比較的风险は低いが、どんなものでもそうであるように、使い方を誤ると、クライアントやアロマセラピスト、その他の関係者に深刻な帰結をもたらす可能性がある。

この倫理規定は、IFPAの会員に求められる最低基準を理解してもらうために作成された。

これらはあくまで最低基準であり、会員は常に最高基準を維持するよう努力すべきであることは言うまでもない。

本規範が定める基準への違反は、重大な問題とみなされる。これらの基準に違反することは、医学的、身体的、法的な重大な帰結をもたらす可能性がある。

違反は、会員、IFPA、ひいては業界全体の評判を落とすであろうものである。

本規範を遵守することは、アロマセラピーに関する活動を実践、または管理するための、倫理的で安全、かつ最善の方法である。

総則

1.1 この行動規範は、IFPAの全会員が守るべき必須事項である。そこで、これらの要求事項の詳細を十分に理解し、認識することは、会員の責任である。

1.2 本規範に違反した場合は、IFPAの懲戒手続きの手順に従って処分される。

1.3 すべての会員は、クライアント、同僚、生徒、他の専門家、および一般大衆と関わるすべての仕事に関して、専門的、倫理的、および遵法的な態度で行動することが求められる。

1.4 すべての会員は、常に敬意と尊厳をもって行動し、礼儀正しく、勤勉に行動することが求められる。

1.5 すべての会員は、年齢、障害、ジェンダー（性別変更を含む）、結婚およびパートナーシップ、人種、宗教的信条、性別、性的指向に基づく差別を行ってはならない。

1.6 すべての会員は、他者の政治的、社会的見解を尊重しなければならない。

1.7 すべての会員は、クライアント、生徒、会員仲間、他の専門家、または何人に対しても、ライフスタイル、金銭、健康状態に基づいて、（書面であるか否かを問わず）偏見的な、または軽蔑的な判断をすべきではない。

1.8 すべての会員は、自らの健康と衛生状態が、いかなる形であれ、プロとしての業務に影響を及ぼすことのないように心がけるものとする。

1.9 いかなる会員も、自らが遂行するプロとしての業務中、またはIFPAを代表して職務を遂行する間に、違法薬物を自ら使用、または他人に使用を許可してはならない。

1.10 いかなる会員も、業務の前や業務中、またはIFPA を代表して職務を遂行する際に、麻薬、アルコール、精神錯乱薬物、または催酩酊物質を摂取、使用、配布（すなわち、取引または販売）してはならず、またそれらの摂取、使用、配布を他人に許可することも禁じる。これには、処方薬、及びあらゆる種類の『合法ドラッグ』の使用も含まれる。

1.11 すべての会員は、会員規定条件にしたがって継続的専門能力開発（C P D）を履修することが求められる。

1.12 会員は、自己の知る限りにおいて、真実かつ正確な情報を提供するものとし、会員資格の更新または認定の更新に際して、過失、または故意による不作為、あるいは誤解を招く可能性のある方法、不完全な情報を提供してはいけない。

1.13 すべての会員は、職業上の状況、およびIFPAの会員資格に関する、重大または実質的な変更があった場合、可能な限り速やかに、最長30日以内にIFPAに通知しなければならない。

1.14 すべての会員は、自己のアロマセラピー実践に関して、警察、政府省庁、またはその他の規制機関による照会、逮捕、または調査を受けた場合、可能な限り速やかに、最長60日以内にIFPAに報告するものとする。

1.15 上記1.14または1.15に基づく開示が行われた場合、会員はさらに可能な限り、IFPAに対しこれらの調査の進捗、および結果について最新情報を提供することが求められる。IFPAは、進行中の調査の更新を求める通知を、いつでも書面にて会員に提出することができる。いかなる会員も、この要請に不当に従わないということは許されない。

1.16 いかなる会員もIFPAのために、またはIFPAを代表して、業務（有給無給を問わず）を引き受ける、または行動する際に、それらの業務が当該会員の活動する地域の現地規制、条例、その他の法令、要件に抵触する場合、またはそれらを遵守することが求められるような状況下で抵触する場合には、当該業務を引き受けることはできない。

1.17 すべての会員は、適切な資格を有し、保険に加入し、セラピー実践をしている国で必要とされる場合には、その国の法定機関または監督機関に登録されているものとする。IFPAは、いかなる会員に対しても、そのような肩書き、資格または保険加入の証明をいつでも求める権利を有し、いかなる会員もこの求めを不当に保留することはできない。

1.18 すべての会員は、クライアント、IFPA、またはその業務に関わる者の個人情報の秘密保持、もしくはデータ管理、処理、収集、保管、開示、廃棄、およびその他の事項に関して、当該地域における法令または規制上の要件を遵守しなければならない。

1.19 会員が本方針の規定のいずれかに従わない場合、当該会員はIFPAの懲戒手続きの対象となり、会員資格の返上を求められることがある。

1.20 会員がIFPAの懲戒手続きに基づく調査、またはその手続きそのものに従わない、あるいは協力しない場合、本規範に違反したとみなされ、懲戒処分の対象となることがある。

1.21 政府の政策、及び正規医療の方針では、しばしば『代替』や『補完』医療という言葉を使うが、いずれの会員も、彼らの規則のもとでは、医師からの委任はあくまで『補完的な意味合い』だと認識することが肝要である。『補完医療』という言葉は、従来の医療に取って代わろうとするものではなく、これは、『アロマセラピーが従来型医療や正規医療の従事者を、患者のケアや治療から排除することはできないし、決して排除するものではない』ということ、公に知らしめている用語である。

追加情報（英語版）

[IFPA Disciplinary](#)

[Procedure](#)

IFPA懲戒手続き

[IFPA CPD Requirements](#)

CPD要件

[Membership Terms and Conditions](#)

会員規約

[Equality Act 2010](#)

2010年平等法

[The Human Rights Act](#)

人権法

[Human Rights Act 1998](#)

1998年人権法

[Cancer Act](#)

がん法

技術、及びトレーニングの適切なレベル

適切なレベルの技術とケアを用いてトレーニングを実践することは、IFPAが推進する倫理にとって極めて重要である。会員は、決して自己の資格、または被保険対象となる範囲を逸脱したレベルの仕事を出し、あるいは同意してはならない。医療資格を保有していない限りは、診断や投薬に関するアドバイスをしてはならない。

いかなる場合においても、診断、助言、相談、その他この種の手続きは、IFPAが規制、または承認するものではなく、いかなる会員も、この点について誰かを混乱させるような表明を、作為、不作為でも行ってはならない。

会員が、クライアントやその他の人々の医学的な期待に応えられないと感じた場合は、そのクライアントやそのような人々を治療する資格を有するセラピストや医療専門家を受診するよう、紹介しなければならない。

IFPAは、すべての会員に以下の要件を義務付けている。

- ・ 決して医学的なアドバイスをしてはならない。
- ・ 常に自己の資格と被保険対象範囲内の内容で、仕事をする。

- ・ 医療従事者としての訓練を受け、免許を取得し、適切な保険に加入していない限り、診断、処方などのいかなる医療行為を提供しない。また、IFPAの名において、あるいはIFPAの承認、規制のもとで、決してそのような行為を引き受けてはならない。
- ・ 治療効果について話し合うことはあっても、決して『治癒』を謳ってはならない。
- ・ 依存症や精神的な問題を抱えるクライアントに対応する場合、より高い能力が要求されることに留意する。
- ・ 会員個人、または自らの事業に関する、あらゆる広告や宣伝において、自己の資格、トレーニング、経験値を正直に表明する。また、自分自身、または自分の事業に関する情報が、故意であれ過失であれ、虚偽表示されることは認められない。
- ・ クライアントのニーズが、自らの実践、資格、保険の範囲を超える場合は、適切な有資格専門家を紹介する。
- ・ 家庭医（GP）、または専門医の書面による承認がある場合を除き、より適切な積極的治療を必要とするクライアントを、故意に受け持たない。
- ・ 1991年12月以降、英国では医師がアロマセラピストなどの補完療法セラピストを含む専門家に、患者の治療を委ねることができるようになったが、以下の点を承諾すること。
 - ・ 医師は患者の治療を担当し続ける。
 - ・ 医師は補完療法セラピストが提供するケアに対して臨床的な責任を負う。

これらの要件が適用される場所では、すべての会員はこれらを常に遵守せねばならない。

動物

会員が、折に触れて動物へのセラピー実践の依頼を受けることがあり得るということは、理解と許容の範囲内である。これは一般的に安全であるとは言え、人間を扱う場合と同レベルの技術と注意が必要である。

- ・ 動物にセラピー実践をする場合には、会員は動物を取り扱うために適切な保険、および資格を有していなければならない。
- ・ すべての動物は彼らを扱う場合に危険を孕む可能性があり、また会員、飼い主、および動物に及ぶ危害からの保護を確保するための特定の要件が必要な場合がある旨を、会員は留意する。
- ・ 動物に使用するすべての製品は、その動物に使用しても安全であることが証明されていなければならない。また、疑問がある場合は、資格を有する獣医に相談しなければならない。すべての会員は、セラピー実践を開始する前に、飼い主または指名された代理人と、診療のリスク、および使用しようとする製品について話し合わなければならない。

- ・ 会員が動物へのセラピー実践をする場合には、それは資格を有する獣医の監督のもと、そして飼い主、または飼い主の指名した代理人の立会いのもとでのみ成立する。
- ・ 医療介入を必要とする動物については、会員はセラピー実践を拒否し、直ちに獣医を受診するよう紹介しなければならない。具合が悪かったり、跛行状態にあったり、または何らかの疾患を罹患している動物は、その動物の治療に責任を負う資格を有する獣医の、書面による承認があり、かつ飼い主、または飼い主の代理人の許可がある場合を除き、決してセラピー実践をしてはならない。
- ・ 飼い主の代理人として指名された者は、飼い主から完全に独立して行動することができる権利を有し、動物に関して飼い主が享受する、すべての決定を下すことができなければならない。すべての会員は、指名された代理人がそのように行動する権限を有していることを確認するよう、できる限りの努力を払わなければならない。

守秘義務

守秘義務は、プロフェッショナルなセラピー実践事業を運営するための必要条件である。コンサルテーションや、その後のセラピー実践の一環として開示された情報は、最大限の敬意と注意をもって取り扱われるべきである。これらの情報は個人的なものであり、非常にデリケートな性質のものである可能性がある。

そこで、セラピストとして、情報を安全に収集、保存、処理できる安全な環境を保持する必要がある。

例外として、セラピストとして守秘義務を破る法的義務がある場合が、いくつかあり得る。それには以下のような場合が考えられる：

- ・ 保護方針に従って保護手続きを受ける必要がある情報を、クライアントが開示した場合。
- ・ クライアントが**指定感染症（以下を参照）**に罹患している場合。

指定感染症について

ある種の感染症は、その病気と診断された場合、患者が住んでいる地域の保健省医務官に報告（届出）することが法律で義務付けられている。英国では、保健省医務官に通知する責任者は、その症例を担当する家庭医（GP）となっている。したがって、アロマセラピストとして開業している会員は、クライアントがそのような病気にかかっていると疑われる場合、医療機関に連絡するよう主張すべきである。それぞれの地域でどの疾病が届出指定となっているかは、各自治体の判断の為ばらつきがあるが、参考までに、英国の例を以下に記す。以下の疾病は英国内のすべての地域で指定感染症とみなされている。

参考：[日本国内の指定感染症/感染症の分類](#)

急性脳炎	急性感染性肝炎（A、B、C）	急性髄膜炎	急性ポリオ性脊髄炎
炭疽病	ボツリヌス中毒症	ブルセラ症	コレラ
新型コロナ	ジフテリア	腸チフス（腸チフスまたはパラチフス）	食中毒

溶血性尿毒症候群 (HUS)	伝染性血性下痢	侵襲性A群レンサ球菌感染症	レジオネラ症
ハンセン病	マラリア	はしか	髄膜炎菌性敗血症
サル痘	流行性耳下腺炎	ペスト	狂犬病
風疹	重症急性呼吸器症候群（新型肺炎）	猩紅熱	天然痘
破傷風	肺結核	発疹チフス	ウイルス性出血熱（VHF）
百日咳			

IFPAはすべての会員に以下を義務付けている。

- ・ クライアントや生徒に安全で安心できる環境を提供する。
- ・ 保険会社やIFPAからの要求に応じて、いつでも提出できるように、日付を明記した包括的な記録、および顧客名簿を、きちんと管理の上、保管する。
- ・ すべてのクライアントの記録は、クライアントが最後に来院した日から8年間、安全かつ良好な状態で保管する。クライアントが未成年の場合は25歳の誕生日まで、トリートメント終了時に17歳だった場合は26歳の誕生日まで記録を保管する。また、クリニックを閉鎖する場合や、ご自身が亡くなった場合に備えて、クライアントの記録が安全に保管されるよう事前に手配する。
- ・ クライアント、生徒、スタッフに、要求に応じて記録を閲覧する権利を認める。この業務を提供するために、地元地域の規制に沿った手数料を請求できる場合もある。
- ・ 出版物においては、保護されるべき情報を開示しないよう細心の注意を払い、開示される情報はすべて匿名とする。
- ・ 他所から紹介を受けた、あるいは紹介をしたクライアントに関する、すべての紹介記録や経過を観察した検査結果を保管し、依頼があれば、他の医療専門家が閲覧できるようにしておく。
- ・ 正確な経理記録を維持し、必要な税金をきちんと支払う。

クライアントを対象とした仕事

アロマセラピー実践への適性

実践への適性とは、すべてのセラピスト、生徒、医療専門家が、要求されているプロフェッショナルな基準を満たしながら、自らのトレーニング、知識、保険の範囲内で働いていることを保証するものである。また、セラピストがこの倫理規定、及び行動規範に定められた、道徳的規範の範囲内で働くことを保証し、延いてはクライアントの尊重、安全、福祉を保証するものでもある。

IFPAは、クライアントと接し、（いかなる形であれ）トリートメントを実践しているすべての会員に対し、以下を義務付けている。

保険、及び免許

- 業務に適した専門業務賠償責任保険、専門職過失責任保険、公共賠償責任保険に入っている。
- 勤務している国、または地域がトリートメント実践にライセンス（免許）を要求している場合には、それを保持し、その要件を維持している。

施設

- （COVID-19などの伝染性感染症を含む）トリートメント・エリア、および施設については、最新のリスクアセスメントを行う。
- 施設内が清潔で、明るく、換気がよく、修繕状態を良好に保つ。
- 施設内に手洗い、消毒、乾燥設備を設け、これらの設備はすべてのクライアントとスタッフが利用できるように、用意されていなければならない。
- トリートメント・エリアが、安全で守られた環境であるよう確認する。
- 設備はすべて必要に応じて修繕し、良好な状態に保ち、スタッフやクライアントに危険を及ぼさないような形で維持する。
- クライアントのトリートメント後、次のクライアントが入る前に、トリートメント・エリアや器具などを、必ず消毒する。
- トリートメントが行われる施設内に、わかりやすく適切な標識や案内ポスターを設置する。

衛生管理

- クライアントへのリスクを回避するために、自分の健康状態や衛生状態をいつでも良好に保つ。
- トリートメント・エリアで飲食をしない、またはさせない。
- 公衆衛生、および地域の安全に関する条例、規則、仕様書に留意する。
- 適切なプロフェッショナルな服装をし、特定の個人用防護具（PPE）の使用が（当該地域で）義務付けられているかどうかを確認する。
- PPEが義務付けられている場合は、その目的に適したものが、職場で提供されていなければならない。

トリートメントセッション

- 地域の条例、および法的要件を遵守してトリートメントを実施する。
- セラピストの知識、トレーニング、保険の範囲を逸脱せずに、すべてのトリートメントを安全に行う。
- 材料はすべて、要求された基準に適合するように保管する。
- 決して治癒を標ぼうしてはならないーセラピーの効果について話し合うことはできるが、その効果を保証することは絶対にしてはならない。
- クライアントが医者に相談することを拒否した場合、その旨をクライアントの記録に記載しておく。
- トリートメント前に、書面、または口頭でトリートメント手順を十分に説明し、クライアントに理解してもらう。
- クライアントのウェルビーイングに焦点を当て、倫理原則に従ってクライアントに接する。
- セラピストから提案するトリートメントのいかなる面においても、それを受け入れる

か、または拒否するかは、クライアントに決定を委ねる。

- どのような理由であれ、トリートメントを拒否しているクライアントを受け入れたり、トリートメントを提供したりしない。
- クライアントにとって、トリートメントが禁忌、または安全でないと思われる場合は、それを行わない。
- トリートメントの前には毎回、クライアントからインフォームド・コンセント（承諾）を得る。
- トリートメントを行う前に、トリートメント計画にクライアントとセラピスト双方が合意すること。

プロフェッショナルとして越えてはいけない一線

クライアントとは、常にプロフェッショナルな関係性を確保し、会員はこの関係を壊してはならない。

- クライアントの同意なしに、トリートメント中に第三者が立ち会わないようにする。
- クライアントとは、いかなる形での性的行為も行ってはならない。
- トリートメントやコンサルテーション中には、クライアントをタオルなどで適切に覆い、クライアントに対する尊厳が確実に保たれているようにする。
- クライアントに対し、性的、感情的、身体的、心理的など、いかなる形であっても嫌がらせ（ハラスメント）をしない。

安全措置

- 安全措置の面から必要な場合には、トリートメント時に第三者が同席するよう、助言する。
- 現在のところ、16歳未満（セラピー実践する国によって異なる）の子どもに対して、医師の診察を受けさせる代わりにトリートメントを行うことは、法律違反となるので注意する。
- 親が子どもに医療を受けさせることを拒否した場合は、免責同意書に署名を貰う。
- 助産師や医師でない者が分娩の世話をすることは、法律違反であることを認識し、それを遵守する。
- 他の資格を持っているか、病院の医師や専門家の監督下にある場合を除き、出産の立ち会いはしないこと、また分娩後10日間はトリートメントを行わない。
- HIV/AIDSを罹患しているクライアントを扱うかどうかは、自らの判断に委ねられている。
- 必要に応じて、定期的に、従業員らの無犯罪証明（英国ではDBS checkという）を確認しておくこと。参考：[イギリスのDBS制度について](#)
- 家庭内虐待の兆候を見逃さないようにし、必要に応じて、該当するクライアント、生徒、スタッフをどこに紹介すべきか、手がかりを認識しておく。
- 現代奴隷法に抵触するような強制/拘束労働、人身取引、性的搾取などの兆候を見逃さないようにし、報告に際する要件を確認しておく。

応急処置

- すべての会員は、有効、かつ最新の救命救急処置講習の履修証明書を所持していること

が奨励される。

精油の使用

- 会員がどの精油や卸業者を選択するかという点について、IFPAからの制約はない旨を留意する。
- IFPAとしては、いかなる物質の使用も推奨しておらず、会員が使用する物質の安全性や適切性については、会員自らが確認しなければならない旨を理解する。
- すべての会員は、新しい物質を使用しようとする時には必要な調査を行い、場合によっては専門機関の助言を受けることが求められる。
- 製品の安全性・適性を担保するために、様々な卸業者について調査する。
- レインドロップ・テクニク®やアロマタッチ・テクニク®、または類似のテクニクで使用されているような、危険な精油の投与方法を教えたり、実践したりしない。
- 精油の未希釈使用と内服に関するIFPAの声明に従う。

苦情（クレーム）

- 苦情があった場合、すべてのクライアントがアクセスできる、明確で簡潔な苦情処理方針を持つ。
- それらの苦情処理手順を、常に遵守する。

他の専門家との連携

- クライアントの記録を、他の IFPA セラピストや医療専門家が理解し、使用できるように管理する。記録はあいまいな形で保管せず、また記録には、誤解を招くような、あるいは理解しにくい言葉を使ったりしてはならない。
- セラピー実践の場の同僚や医療チームには、協力的かつ敬意を持って臨む。
- 他の専門家や専門機関と連携し、すべての関係者の知識と認識の向上に努める。
- 他の医療関連組織に属している会員は、それぞれの組織の倫理・懲戒手続きに従っていることに留意する。
- 医師の指示や処方を書き換えない。
- 手術や投薬についてのアドバイスはしない。それはクライアントが決めることである。
- 診断しない。そのような場合は、適切な医学関係者に助言を求めるよう、クライアントに勧めるべきである。

病院内でセラピー実践を行う場合のガイドライン

- クライアントについては、病院、またはその他の医療施設が、最終的な責任を負う。ただし、会員にとっても、自らがクライアントに提供したトリートメントについての責任は生じる。
- 会員は、病院、または医療機関の許可を得た上で、クライアントの要望に応じてトリートメントを受け付けることができる。
- 病院、またはその他の医療施設に雇用されていない会員は、故意であるか過失であるかにかかわらず、あたかも雇用されているような印象を与えてはならない。会員は、適切な身分証明書を所持し、常に身につけていなければならない。第三者から要求された場合は、その第三者に身分を明かさなければならない。

- 病院やその他の医療施設でトリートメントを行う場合、会員とその治療が、他の患者や医療スタッフの妨げになってはならない。
- 他の患者がトリートメントを希望してきた場合は、医療機関の許可を得ること、また希望してきたクライアントには十分なカウンセリングをする。
- 会員は、医療スタッフや病院での治療に対する患者の信頼を損なってはならない。
- 会員は、IFPA会員であることの証明、およびその他の証明を、必要に応じて病院内でのトリートメント実践の際に提出しなければならない。

追加情報（英語版）

[Fitness to Practise](#)

実践の適性

[Health & Care Professions Council - Standards of Conduct, Performance and Ethics](#)

保健医療ケア専門職協議会 - 行動・業績・倫理の規範

[Managing risks and risk assessment at work](#)

職場でのリスク管理とリスク評価

[Working safely during coronavirus \(COVID-19\)](#)

コロナウィルス（COVID-19）流行時の安全について

[Health and Safety at Work etc Act 1974](#)

1974年労働安全衛生法

[Control of Substances Hazardous to Health \(COSHH\)](#)

健康に対する有害物質の管理（COSHH）

[RIDDOR - Reporting of Injuries, Diseases and Dangerous Occurrences Regulations Data Protection](#)

RIDDOR - 傷害・疾病・危険事象報告規則のデータ保護

[Disclosure and Barring Service](#)

DBS

-前歴開示、及び前歴者就業制限機構

[First Aid at Work](#)

職場での応急処置

[Children Act](#)

2004

2004年児童法

[Children Act](#)

1989

1989年児童法

[Children Act 2004 \(summary\)](#)

2004年児童法

(要約)

[Association of Carers - Safeguarding Vulnerable Adults Policy & Procedure](#) [Consent to Treatment](#)

ケアラー協会 - 脆弱な成人の保護に関する方針と手続き、治療への同意

[Seeking Patient Consent](#)

[Toolkit](#)

患者の同意を求めるためのツールキット

[Clear sexual boundaries](#)

性的境界線を明確に

[Behind the Mask \(free online domestic abuse training for therapists\)](#)

表情に隠された本音（セラピスト向け無料オンライン家庭内虐待トレーニング）

[Modern Slavery](#)

現代奴隷制について

[Modern Slavery Act 2015](#)

2015年現代奴隷法

[Anti-Slavery](#)

[International](#)

反奴隷制国際協会

[Domestic violence and](#)

[abuse](#) [Refuge](#)

家庭内暴力と虐待被害者のための情報

[What is domestic abuse?](#)

家庭内虐待とは何か？

広告・宣伝

会員は、アロマセラピー実践とマーケティングに伴う広告と宣伝が、クライアントと一般大衆を教育するものであり、それらがアロマセラピーの本来のイメージを提供するよう努めるべきである。

IFPAは、アロマセラピー、および／またはそのサービスの広告に従事するすべての会員に対し、（いかなる形であれ）以下の事項を義務付けている。

資格

- 自分が保持する資格、専門知識、経験を正直に示し、より多くの資格を有しているような思わせぶりをしない。
- 自分の資格に見合った実践範囲内で仕事をする。
- 一般大衆やクライアントが、サービスや料金体系を理解しやすい形で、自身のサービス

を宣伝する。

広告

- 他者の資料は誠実、かつ適切に引用・参照し、剽窃や知的財産の窃盗（形態を問わない）を慎む。
- アロマセラピーと精油の、ホリスティックな方法による適切な使用について、理解と認識を高める。
- 自分自身、そして自らの職業、同業者（専門家）らを肯定的に宣伝する。
- ビジネスを獲得するために、いかなる形であれ、同業者に対して否定的な広告、批判、誹謗中傷を行わない。
- 「治療」を謳ったり、虚偽の主張をしたりせず、宣伝には適切な表現を用いる。
- クライアント、一般大衆、一般客との会話や、書籍などの文面において、健康上の成果を保証することを控える。
- クライアントの健康と福祉を向上させるためにアロマセラピーを積極的に活用することを仕事の中心に据える。
- アロマセラピーや精油の使用に関して、クライアント、一般大衆、一般客を故意に欺かない。
- IFPAブランド規約[IFPA Branding agreement](#)に定められた条件においてのみ、IFPAロゴを使用する。

追加情報（英語版）

[Advertising](#)

[Standards Non-](#)
[broadcast Code](#)

放送外広告規範

[National Trading](#)
[Standards](#)

全国取引基準局

[Trading Standards](#)

取引基準

[Citizens Advice](#)

市民相談センター

一般大衆を対象とした仕事

IFPAは、会員が（伝統的なクライアントとセラピスト、教師と生徒の関係だけではなく）小売（精油と関連製品の両方）、ブログ、執筆、教育など、さまざまな立場で一般の人々と接することを含む、さまざまな様式で活動していることを認識している。

IFPAは、一般大衆を対象とした業務に従事する、全ての会員に対し、以下の要件を求めている。

製品・小売

- すべての製品が、事業および供給を行っている国で必要な試験、登録、認可を受けていることを確認する。
- 販売する製品が倫理的な供給者から調達され、合法的に収穫されたものであることを確認する。
- 一般消費者に提供するために適切な保険と免許を保持する。
- 広告基準に抵触するような製品に関する主張をしていないよう確認する。
- 現地の認可や販売に関する要件を把握し、遵守していることを確認する。
- 製品が安全に保管され、輸送され、すべての法的要件が順守されていることを確認する。

出版・教育

他者の資料を誠実かつ適切に引用・参照し、剽窃や知的財産の窃盗（形態は問わない）を慎むべきである。

- アロマセラピーと、ホリスティックな方法による精油の適切な使用について、理解と認識を高める。
- 自分自身とその職業、そして仲間の専門家を肯定的に宣伝する。
- クライアント、一般大衆、一般客との会話や、書籍などの文面において、健康上の成果を保証することを控える。
- クライアントの健康と福祉を向上させるためにアロマセラピーを積極的に活用することを仕事の中心に据える。

追加情報（英語版）

[Cosmetic Portal \(UK\)](#)

化粧品関連のポータルサイト（英国）

[Cosmetic Products Notification Portal](#)

化粧品関連届け出ポータルサイト

[Cosmetics Product Notification Portal \(European\)](#)

化粧品関連届け出ポータルサイト（欧州）

[Aromatherapy Trades Council](#)

アロマセラピー精油取引協議会

学校、教育、指導

すべての学校経営者、主任講師、外部試験委員は、以下の要件に従わなければならない。

- IFPAスクール・マニュアル（英語版のみ）に定められた条件と要件を遵守する。
- IFPA認定契約（英語版のみ）に定められた条件および要件を遵守する。
- 一般大衆や生徒に対して、いかなる形においても、自分たちが IFPA組織であると思わせるような誤解を与えたりせず、保持する認定資格を明示する。
- 教育を行う職業として誠実さと評判を維持する。アロマセラピーや教職に対する信頼を低下させるようなことがないよう、常にプロフェッショナルな態度で行動する。
- 教育現場やセラピー現場で働く際は、常に正直、かつ誠実に行動する。
- 学習者の安全と福祉を確保し、彼らのウェルビーイングや学びを支援するための法的規定を遵守する。

- 生徒と同僚の権利を尊重する。
- 多様性を尊重し、これを財産として認め、いかなる差別もしない。
- IFPAによる、あらゆる情報要求に適時に従う（第三者のための、または第三者が保有する情報の開示を含む）。
- IFPA認定、または公認教育を提供する学校において、あなたに対する、またはあなたが関与する学校に対する懲戒処分には全面的に協力する。
- 以下のいずれかに該当する場合は、30日以内にIFPAに通知するものとする。
 - * 何らかの不正行為に関連して、ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービス DBS（英国の前歴開示及び前歴者就業制限機構）による警告、資格停止（一部または全部）、またはその他の調査・措置の対象となった場合。
 参考：日本には、無犯罪証明に関する制度は存在しないが、日本人が同制度のある国で働いたり資格を取得したりする場合に、就職先や公的機関等から求められてこれが必要になった場合には、外務省の手続により無犯罪証明が発行されている（外務省設置法による）。出典 [厚生労働省資料](#)
 - * 刑事犯罪で警告を受けたり、起訴されたり、有罪判決を受けた場合。
 - * 自国または他国の規制機関、または専門機関から調査を受けている場合。
- 懸念を表明することを思いとどまらせる、あるいは懸念を表明した人に対して差別的な態度をとらない。
- IFPAブランド・ガイドラインに従ってIFPAロゴを使用する。

IFPA認定を受けた、またはIFPAによって承認された研修施設内のすべての教育スタッフは、以下の要件を実践することが期待されている。

- 技能レベルや指導レベルに応じた適切なCPDトレーニングを毎年実施する。
- すべての生徒に対し、インクルーシブな学習環境を提供するために、さまざまな教授法と学習スタイルについて理解を深め、実践する。
- いかなる形の利益を得るためであっても、生徒と肉体関係や性的関係を持たない。
- 生徒や同僚スタッフのプライバシーを尊重する。
- マッサージの実演をする場合を除き、生徒への身体的接触は避け、実演のためであっても生徒から事前の承諾を得たうえで、あるいは第三者が見守る中でのみ実施する。

地域グループ

地域グループは、CPDポイントを取得し、サポートネットワークを提供し、また優れた実践を共有するために、他の会員やホリスティック・セラピストとのネットワークを構築するための場として、会員らによって設立・運営されている。

- 地域グループは決してIFPAの事務所や支部ではない。
- 地域グループはIFPA会員によって設立され、会員によって運営されている。
- 地域グループは、承認・認定された学校やCPDプロバイダーではなく、その旨を決して会員や一般大衆に誤解させるようなことがあってはならない。
- 地域グループはビジネスではないし、営利を目的とした組織であってはならない。
- 会員は常にお互いを尊重し、思いやりをもって接しなければならない。
- 主催者／運営委員は、グループの財務記録とミーティング記録を保管する必要がある。

- 主催者／運営委員は、会合の出席者名簿を作成することが求められる。
- 主催者／運営委員は、ミーティングの内容と獲得したCPDポイントの記録を残すことが求められる。
- 会員データの収集と保存が、EU一般データ保護規則 (GDPR) の要件に準拠していることを確認する。
参考：日本の場合は、改正個人情報保護法（2020年6月公布）を参照のこと。
- *InEssence*会報誌制作を担当する理事にグループの情報と連絡先を提供する。

追加情報（英語版）

[IFPA Regional Group Guidelines](#)

IFPA地域グループ・ガイドライン